

作成日：2026年3月31日

令和7年度補正予算
SSネットワーク維持・強化支援事業

自動車保守・整備関連設備導入等事業

洗車事業 … 高機能門型洗車機

自動車整備・検査事業 … 車検・整備／14設備

板金・塗装事業 … 板金・塗装／11設備

申請者用手引書

一般社団法人 全国石油協会

2026年3月

【問合せ先】 所属の石油組合又は(一社)全国石油協会(03-5251-0466)まで

※事業完了が2027年2月10日(実績報告書提出最終期限)に間に合う方のみ
申請できます。

目次

I. 事業目的及び概要	2
1. 事業内容(要旨)	
2. 予算額(国庫補助金)	
3. 補助率	
4. 申請者	
5. 申請施設	
6. 事業メニュー(補助対象設備)	
7. 申請数の上限等	
8. 事業メニュー別の申請形態	
9. 補助金上限額等	
10. 募集期間	
11. 当該補助事業の注意事項	
12. 申請から補助金交付までの流れ(フロー図)	
II. 申請要件	12
1. 申請者の要件(申請資格)	
2. 補助対象設備の申請要件等	
3. 補助対象経費	
III. 補助金受給後に生じる義務	19
1. 財産管理	
2. 対象となる財産	
3. 処分制限期間	
4. 財産処分の定義	
5. 処分制限期間中の財産処分	
IV. 申請の手続き	25
1. 第1回目の受付期間	
2. 申請方法(提出書類)	
3. 申請及び発注等に関する注意事項	
V. 補助金の支払手続き	29
1. 実績報告書の提出	
2. 実績報告書の提出書類	
3. 実績報告及び支払等に関する注意事項	
4. 補助金支払請求書の提出	
VI. Q&A	33

I. 事業目的及び概要

1. 事業内容(要旨)

本事業は、災害時に住民生活や復旧活動を支える燃料油の供給拠点となるサービスステーション(SS)のネットワーク維持・強化を目的として、平時におけるSSの経営力強化を図るために揮発油販売業者の事業多角化の一步となる取組みを支援します。
具体的には、中小・小規模の揮発油販売業者に対して経営基盤強化に資する高機能を備えた機器等を導入する際の設備購入費用の一部を補助する事業です。

2. 予算額(国庫補助金)

総予算額 117.7億円 ※令和7年度補正予算で実施する「4区分・10事業」の合計額

4区分	10事業
1	自動車保守・整備関連設備導入等事業 … 当該補助事業
2	燃料貯蔵タンク等の大型化等事業／燃料貯蔵タンク等の修繕事業／ 水検知計量機整備事業／緊急配送用ローリー導入等事業／ POSシステム整備事業／灯油タンク等スマートセンサー整備事業／ 官公需システム整備事業
3	燃料貯蔵タンク等の撤去事業
4	自家発電設備更新等事業

→ 先ず4区分のうち「4」を優先して交付決定を行い、総予算額117.7億円の残予算内数で「1～3」の3区分を横並びで交付決定します。

3. 補助率

補助対象経費の2/3 ※予算を超過した場合は2/3以下に按分

4. 申請者

中小企業の揮発油販売業者(SS運営者)に限ります。

※揮発油販売業者(SS運営者)は、品質確保法(以下、「品確法」という。)第3条に基づくSSの運営登録を行っている揮発油販売業者をいいます。

※SS運営者とSS所有者が相違する場合は、双方で署名捺印のうえ、SS運営者が申請者となります。(SS所有者は申請者になれません。)

※代表者が同一の会社であっても、品確法の運営登録を行っていない関係会社等で申請はできません。

※中小企業者の要件や申請者の要件等については、P12「1. 申請者の要件(申請資格)」に記載しています。

5. 申請施設

申請者が運営する施設(SS・整備工場・板金塗装工場・洗車場)

※施設はSSに限らず、事業多角化の取組みを支援する目的からSS敷地外も対象とします。

※SS敷地外(整備工場・板金塗装工場・洗車場)の申請は、申請者が新規に運営する施設又は運営を予定している施設も対象とします。

※SS敷地内に整備工場等がある場合の申請施設は、申請者自身でSS又は整備工場等のどちらの施設で申請するのかわ選択のうえ申請してください。(P19「3. 処分制限期間」が異なります。)

※SS敷地外で申請する場合の各施設の定義は、次の通りです。

・整備工場は、道路運送車両法第78条第1項の認証に基づき同法第80条の認証を受けた施設(認証工場)、又は同法第94条の2の指定を受けた施設(指定工場)をいいます。

・板金塗装工場は、自動車の車体整備・車体修復作業を行うことを目的に地方自治体で定められた条例に従って届出された施設をいいます。

・洗車場は、水質汚濁法第2条第2項の特定施設で掲げられている自動式車両洗淨施設に基づき第5条第1項の規定により地方自治体に届出された施設、又は下水道法第11条の2第2項の特定施設で掲げられている自動式車両洗淨施設に基づき第12条の3第1項の規定により地方自治体に届出された施設をいいます。

※SS敷地外の施設で申請する場合で、申請時に上記の認証・指定や届出を行っていない運営予定の施設でも申請可能としますが、P29「1. 実績報告書の提出」にある最終提出期限(2027年2月10日)までに認証・指定を受ける又は届出を行うとともに、P29「2. 実績報告書の提出書類」を揃えることができる申請に限ります。

※別途募集するP2「2. 予算額(国庫補助金)」の区分2における1事業者あたり4施設上限の別枠で申請できます。(4施設上限の範囲内でも、それ以外の施設でも申請できます。)

6. 事業メニュー(補助対象設備)

下表の3種類です。

事業メニュー	補助対象設備
①洗車事業	高機能門型洗車機 ※高機能とは、P13「2. 補助対象設備の申請要件等」にある高機能オプションをいい、申請形態(新規設置・追加設置・更新設置)によって機能付加に係る要件等があります
②自動車整備・検査事業	車検・整備／14設備 ※14設備とは、P14「2. 補助対象設備の申請要件等」にある各設備をいい、申請形態(新規設置・更新設置)のうち、更新設置については高機能化等に係る要件等があります
③板金・塗装事業	板金・塗装／11設備 ※11設備とは、P16「2. 補助対象設備の申請要件等」にある各設備をいい、申請形態(新規設置・更新設置)のうち、更新設置については高機能化に係る要件等があります

7. 申請数の上限等

1申請は、P3「6. 事業メニュー(補助対象設備)」の①～③の事業メニューをいい、1事業者(1申請)の申請数の上限は最大2事業(2申請)です。

※別途募集するP2「2. 予算額(国庫補助金)」の区分2における1事業者あたり4施設上限の別枠で申請できます。(4施設上限の範囲内でも、それ以外の施設でも申請できます。)

※下表の通り、最大2申請は「申請施設1か所に2申請」「申請施設2か所に各1申請ずつ」の何れでも申請できます。

事業メニュー (補助対象設備)	1申請の捉え方
①洗車事業 (高機能門型洗車機)	1施設1台導入につき1申請 ※1施設に2台導入する場合は2申請になります
②自動車整備・検査事業 (車検・整備／14設備)	1施設につき1申請 ※1施設に「P14(対象14設備)」の導入に制限を設けないものの、各設備単位1台まで(各設備単位で2台以上導入はできません)
③板金・塗装事業 (板金・塗装／11設備)	1施設につき1申請 ※1施設に「P16(対象11設備)」の導入に制限を設けないものの、各設備単位1台まで(各設備単位で2台以上導入はできません)



2申請の場合の具体的な申請方法は、以下①～⑩の何れかになります。

申請施設が1か所の場合(①～④の何れか)

- ①A施設に「高機能門型洗車機1台」「車検・整備／14設備」で申請する
- ②A施設に「高機能門型洗車機1台」「板金・塗装／11設備」で申請する
- ③A施設に「車検・整備／14設備」「板金・塗装／11設備」で申請する
- ④A施設に「高機能門型洗車機2台」で申請する

申請施設が2か所の場合(⑤～⑩の何れか)

- ⑤A施設に「高機能門型洗車機1台」、B施設に「高機能門型洗車機1台」で申請する
- ⑥A施設に「高機能門型洗車機1台」、B施設に「車検・整備／14設備」で申請する
- ⑦A施設に「高機能門型洗車機1台」、B施設に「板金・塗装／11設備」で申請する
- ⑧A施設に「車検・整備／14設備」、B施設に「車検・整備／14設備」で申請する
- ⑨A施設に「板金・塗装／11設備」、B施設に「板金・塗装／11設備」で申請する
- ⑩A施設に「車検・整備／14設備」、B施設に「板金・塗装／11設備」で申請する

※上記①～⑩の10通りです。

8. 事業メニュー別の申請形態

申請にあたっては、下表に基づき該当する申請形態(新規設置・追加設置・更新設置)ごとに申請要件があります。

①洗車事業(高機能門型洗車機)を申請する場合

申請時における申請施設の現況	該当する申請形態
申請時において、申請施設で門型洗車機を有していない	新規設置
申請時において、申請施設に門型洗車機を有していて、既存門型洗車機はそのまま使用しつつ、且つ申請する高機能門型洗車機を新たに導入する	追加設置
申請時において、申請施設に門型洗車機を有していて、既存門型洗車機は廃棄又は取り外して処分を行い、申請する高機能門型洗車機に買い換える	更新設置

該当する申請形態	申請要件
新規設置	P13「2. 補助対象設備の申請要件等－①高機能門型洗車機」の『新規設置』に記載しています
追加設置	P13「2. 補助対象設備の申請要件等－①高機能門型洗車機」の『追加設置』に記載しています
更新設置	P13「2. 補助対象設備の申請要件等－①高機能門型洗車機」の『更新設置』に記載しています

※上記の申請要件について、「洗車事業の高機能オプション導入に係る申告書」([細則様式9](#))の提出が必要になります。

②自動車整備・検査事業(車検・整備/14設備)を申請する場合

申請時における申請施設の現況	該当する申請形態
申請時において、申請施設で新たに自動車整備事業を始める	新規設置
申請時において、申請施設で既に自動車整備事業を行っていて、現在所有していない設備を14設備の中から新たに導入する	
申請時において、申請施設で既に自動車整備事業を行っていて、現在所有している設備を買い換える	更新設置
申請時において、申請施設で既に自動車整備事業を行っていて、現在所有している設備をそのまま使用しつつ、且つ申請する設備を新たに導入する	追加設置は申請できません

(注)SS敷地内・SS敷地外を問わず分解整備又は特定整備を伴わないタイヤ交換やオイル交換等のみを行っている申請施設については「既に自動車整備事業を行っている」に該当します。

該当する申請形態	申請要件
新規設置	P15「2. 補助対象設備の申請要件等－②車検・整備／14設備」の『新規設置』に記載しています
更新設置	P15「2. 補助対象設備の申請要件等－②車検・整備／14設備」の『更新設置』に記載しています

※1施設(1申請)は、14設備①～⑭の導入に制限を設けずに最大14設備を申請することができるものの、14設備の各設備単位は1台までが上限になります。

※上記の申請要件について、「自動車整備・検査事業の14設備導入に係る申告書」(細則様式10)の提出が必要になります。

③板金・塗装事業(板金・塗装／11設備)を申請する場合について

申請時における申請施設の現況	該当する申請形態
申請時において、申請施設で新たに板金塗装事業を始める	新規設置
申請時において、申請施設で既に板金塗装事業を行っていて、現在所有していない設備を11設備の中から新たに導入する	
申請時において、申請施設で既に板金塗装事業を行っていて、現在所有している設備を買い換える	更新設置
申請時において、申請施設で既に板金塗装事業を行っていて、現在所有している設備をそのまま使用しつつ、且つ申請する設備を新たに導入する	追加設置は申請できません

該当する申請形態	申請要件
新規設置	P16「2. 補助対象設備の申請要件等－③板金・塗装／11設備」の『新規設置』に記載しています
更新設置	P16「2. 補助対象設備の申請要件等－③板金・塗装／11設備」の『更新設置』に記載しています

※1施設(1申請)は、11設備①～⑪の導入に制限を設けずに最大11設備を申請することができるものの、11設備の各設備単位は1台までが上限になります。

※上記の申請要件について、「板金・塗装事業の11設備導入に係る申告書」(細則様式11)の提出が必要になります。

9. 補助金上限額等

事業メニューごとに1事業者(1申請)あたり、下表の通りです。

事業メニュー (補助対象設備)	補助対象経費 上限額	補助率	補助金上限額
①洗車事業 (高機能門型洗車機)	1申請あたり 2,400万円	2/3	1申請あたり 1,600万円
②自動車整備・検査事業 (車検・整備/14設備)	1申請あたり 2,400万円		1申請あたり 1,600万円
③板金・塗装事業 (板金・塗装/11設備)	1申請あたり 2,400万円		1申請あたり 1,600万円

※1事業者(1申請)の補助金上限額は、1申請あたり1,600万円です。

※最大で、1事業者(1申請)×上限2事業 = 3,200万円です。

※予算を超える申請があった場合は、予算の範囲で補助率を2/3以下に按分して交付決定となります。

10. 募集期間

次の通り行います。

回数	受付期間
第1回目	2026年3月31日 ~ 2026年5月15日(協会到着日)
第2回目	第2回目以降は未定

※「補助金交付申請書」(様式設備導入第1号)は、申請施設ごとに提出してください。

※2か所で申請を行う場合は、2か所(2申請分)を同時に提出してください。

※受付期間終了後、予算の範囲内で順次交付決定を行います。

※ただし、多数の申請があった場合は交付決定までに時間を要することがありますので、ご承知置きください。

※予算を超える申請があった場合は、その受付期間中の全ての申請案件の交付決定金額を確定して超過金額を算出し、予算の範囲内に按分する必要があるため、交付決定までに相応の時間(受付期間終了後2か月~3か月程度)を要しますことをご承知置きください。

※受付を終了した後、予算に余力がある場合は、第2回以降の申請受付を行います。

11. 当該補助事業の注意事項

重要なことを記載していますので必ずお目通しください。

○申請段階では発注・契約は行わないでください。

※受付期間終了後に、本会から「補助金交付決定通知書」を発行いたしますので、当該通知書受理後(交付決定通知書の日付以降)に発注・契約し、設備の導入を開始してください。

※この交付決定通知書受理前に受発注・契約又は設備の導入を行っている場合は、申請することはできませんのでご注意ください。(補助金のお支払いができなくなります。)

※交付決定通知書は、申請施設ごとに交付決定番号を付します。

※補助金の支払いは、P31「3. 実績報告及び支払い等に関する注意事項」の通り、交付決定番号に係る全ての設備の導入完了後となります。

○当該補助事業は、設備の購入に対して補助金を交付する事業ですので、リースやレンタルによる導入は対象となりません。

○補助金交付前、交付後に関わらず、会社の合併、統合、名称変更、代表者変更等があるときは、必ず本会に対して先ず相談してください。(その後報告手続きを行ってください。)

○多数の申請があった場合は、交付決定までに時間を要することがありますので、ご承知置きください。

○予算を超える申請があった場合は、その受付期間中の全ての申請案件の交付決定金額を確定して超過金額を算出し、予算の範囲内に按分する必要があるため、交付決定までに相応の時間(受付期間終了後2か月～3か月程度)を要しますことをご承知置きください。

○補助金は、設備の導入が完了し、発注先への代金支払いを確認したうえで交付となりますので、申請者自身で一旦全額を費用負担する必要があります。

○本補助金の交付を受けて設置する設備(消費税抜きの取得単価50万円以上)については、各設備の処分制限期間が定められており、その期間は「財産管理」を行う必要があります。(補助金受給額が50万円ではありません。)

処分制限期間中に対象設備を処分(申請施設等の廃止による使用中止も含む)する場合、事前に本会へ処分に係る申請手続きを行う必要があります、残存期間分を国に対して補助金の全部又は一部の返還が必要となります。

※財産管理及び処分期限については、P19「(Ⅲ. 補助金受給後に生じる義務)」に記載していますのでご確認ください。

○申請資格は、申請時点の要件だけでなく、補助事業実施期間中(補助金を受給した会計年度内まで)においても要件を満たしておく必要があります。

万が一、補助事業実施期間中に申請資格の要件を満たさなくなった場合は、申請の取消しとなり、既に補助金を受給している場合は、補助金の全額返還が必要になることがあります。

- 発注先が申請者自身である場合（自社調達を行う場合）は、国の補助事業事務処理マニュアルに基づき、次の通り「利益排除」を行うこととなります。

【補助事業における自社調達を行う場合の利益等排除の考え方】

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

- 補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられる場合があります。

- ・交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付
- ・適正化法第29条から第32条までの規程による罰則
- ・相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定の不実施
- ・補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

- 補助事業に係る経理について、次の通りしておく必要があります。

- ・補助金以外の経理と明確に区別し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておいてください。
- ・当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類（補助金申請手続きに係る全ての書類含む）について、補助事業完了の日の属する会計年度（4月1日～3月31日）の終了後5年間保存しておいてください。（但し、導入した設備の処分制限期間が5年間より長い場合は、その期間分を保存しておいてください。）
- ・当該証拠書類について、国や本会から要求があった時は、いつでも提供・閲覧できるようにしておいてください。

- 当該補助事業は、国からの補助金を原資として、本会を通じて補助金交付されるものであり、法人税法第42条に規定する国庫補助金に該当します。

このため、受給した補助金を補助金交付の目的に適合した固定資産の取得に充てた場合には、受給した補助金のうち固定資産の取得に充てられた部分の金額について法人税法第42条の規定を適用することができます。

※受給した補助金のうち、撤去費等や固定資産の取得以外に充てられた部分の金額については、法人税法第42条の規定を適用することはできません。

※国税庁ホームページの質疑応答事例に「間接交付された国又は地方公共団体の補助金で取得した固定資産の圧縮記帳の適用について」が掲載されていますので参考にしてください。

○会計検査院法に基づき、補助金受給後の次年度会計年度から会計検査院・資源エネルギー庁・本会による実地検査(補助金受給者の事務所や事業が実際に行われている現場に出張して検査を行うこと)が行われることがあります。その検査対象先となった補助金受給者は、当該実地検査を受ける義務がありますことをご承知置きください。

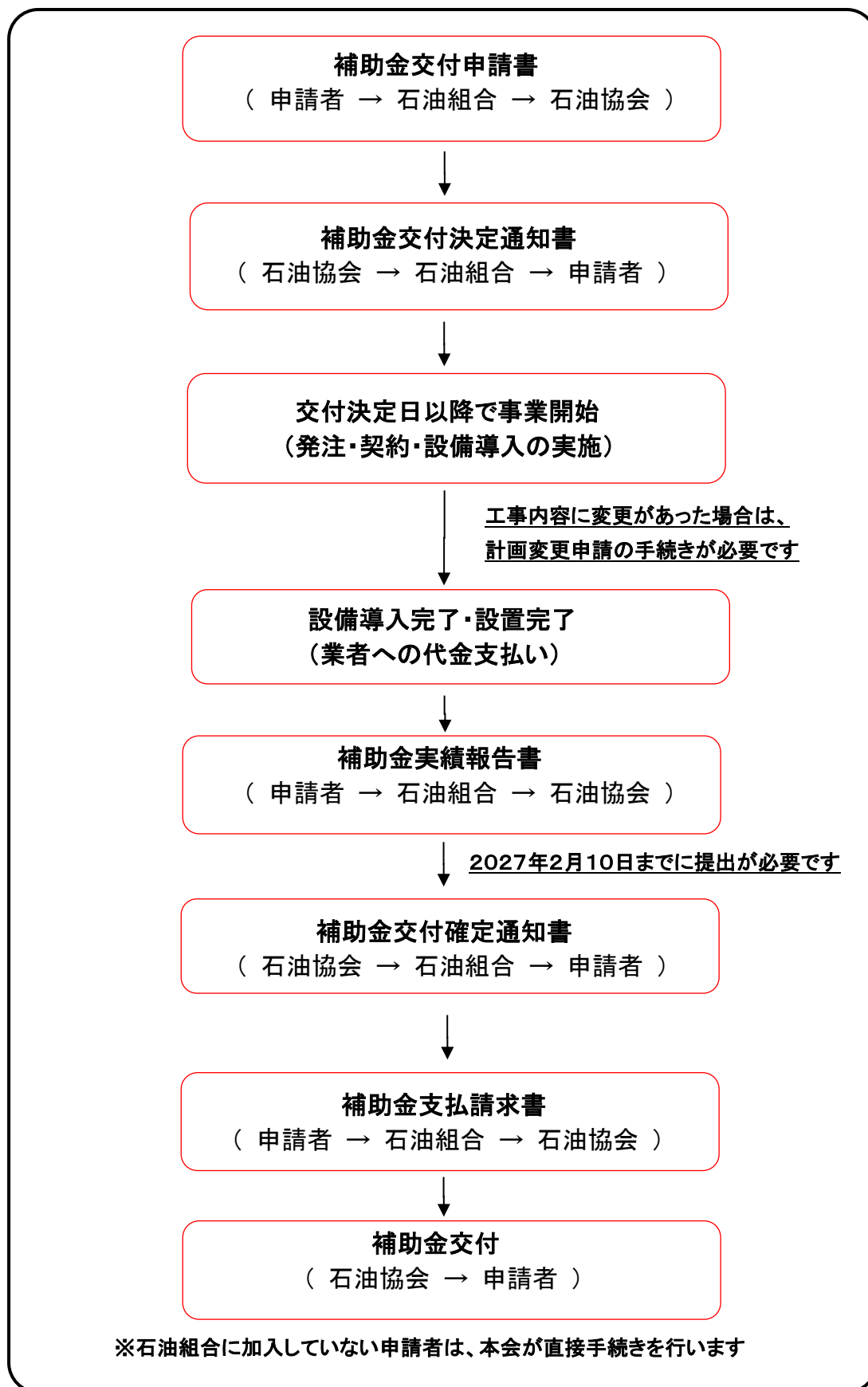
○国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータの取組みを政府として推進するため、本会が行う補助事業者への補助金の交付決定等に関する情報(採択日、採択先(交付決定先)、交付決定日、法人番号、交付決定額等)について、ジーBizインフォに原則掲載されることとなりますので、事前にご承知置きください。

※ジーBizインフォとは、法人番号と補助金や表彰情報等の法人情報を紐づけ、誰でも一括検索、閲覧ができるシステムです。【掲載アドレス: <https://info.gbiz.go.jp/>】

○石油組合に所属されない申請者は、補助金申請システム「Jグランツ」での申請も受け付けます。Jグランツを利用するにはGBizIDの取得が必要です。Jグランツの申請方法等の詳細は、Jグランツに掲載している事業者クイックマニュアルを参照してください。

【掲載アドレス: <https://www.jgrants-portal.go.jp/request-flow>】

12. 申請から補助金交付までの流れ(フロー図)



Ⅱ. 申請要件

1. 申請者の要件(申請資格)

当該補助事業を申請できる者は、揮発油販売業者が運営する給油所等に、P13「2. 補助対象設備の申請要件等」の①～③の補助対象設備を設置しようとする揮発油販売業者であって、以下(1)～(3)の全ての要件に該当する者となります。

(1) 品確法第3条に基づくSSの運営登録を行っている揮発油販売業者であること。

※SS運営者とSS所有者が相違する場合は、双方で署名捺印のうえ、SS運営者が申請者となります。(SS所有者は申請者になれません。)

※代表者が同一の会社であっても、品確法の運営登録を行っていない関係会社等で申請はできません。

(2) 下表に該当する中小企業又は個人事業者であること。

※非中小企業(みなし大企業・協同組合・団体等)は該当せず申請できません。

※みなし大企業の定義は、次の①②の何れかに該当する中小・小規模事業者をいい、該当している場合は申請できません。

① 下表に該当する中小企業であっても、「申請時において確定している(申告済み)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える」に該当する。

② 下表に該当する中小企業であっても、「資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される」に該当する。

中小企業基本法第2条第1項に基づく「株式会社」「有限会社」「合資会社」「合名会社」「合同会社」、又は「個人事業者」であること。

【小売業の場合】 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社、又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社。

【卸売業の場合】 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社、又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社。

※「卸売業」とは、副特約店等の他の揮発油販売業者に石油製品の卸売りを行うことをいいます。

※「卸売業」の場合、次の(1)(2)の何れかの書類を提出することが必要になります。

(1) 副特約店等との間で交わした「卸売販売契約書等写し」

(2) 「品質維持計画認定申請書写し」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書写し」

【兼業の場合】 小売業又は卸売業に該当せず、製造業・建設業・運輸業等の業種で証明する場合は、直近決算書において売上高が一番大きい事業によって業種が決定しますので、これに該当する場合については「直近決算書写し」を提出することが必要になります。

(3) 次の法令違反等の事項に該当しない者であること。

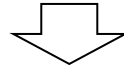
①申請資格要件に関する事項 …「誓約書」(細則様式1)で確認してください。

②暴力団排除に関する事項 …「暴力団排除に関する誓約書」(細則様式1の別紙)で確認してください。

2. 補助対象設備の申請要件等

補助対象設備ごとの申請要件等は下表の通りです。

補助対象設備	申請要件等
①高機能門型洗車機	<p>●以下①～⑦の高機能オプションを備えた門型洗車機(高機能オプションのみの申請はできません。)</p> <p>高機能オプション(カテゴリー①～⑦)</p> <p>①泡洗車機能(高圧洗浄機能を含む) ②タイヤブラシ機能 ③下部洗浄機能 ④ガラス系コーティング ⑤遠隔管理システム・IOT受付機能 ⑥純水装置 ⑦省スペース型(※⑦は新規設置の導入に限る)</p> <p>※上記の高機能オプションについては、「洗車事業の高機能オプション導入に係る申告書」(細則様式9)のP2～3にメーカー別・カテゴリー①～⑦別に取り纏めた「メーカー別の高機能オプション一覧」を掲示していますのでご確認ください。</p> <p>●申請時における申請施設の現況に基づき、以下の申請形態別に機能付加に係る申請要件があります。(どの申請形態に該当するののかについては、P5「8. 事業メニュー別の申請形態」で確認してください。)</p> <p>新規設置</p> <p>上記の「高機能オプション(カテゴリー①～⑦)」のうち、何れかのカテゴリーの機能を1つ以上付加する。</p> <p>追加設置</p> <p>上記の「高機能オプション(カテゴリー①～⑥)」の中から各カテゴリー1つ以上ずつ合計で3つ以上付加する。</p> <p>更新設置</p> <p>既存門型洗車機に上記の「高機能オプション(カテゴリー①～⑥)」が既に付加されている場合は、そのカテゴリーで付加されている機能を残しつつ、これとは別のカテゴリー①～⑥の中から各カテゴリー1つ以上ずつ合計で3つ以上付加する。</p>



※申請形態別(新規設置・追加設置・更新設置)の申請要件が満たされていることについては、「洗車事業の高機能オプション導入に係る申告書」(細則様式9)を提出していただきます。

- ・既存門型洗車機に高機能オプション(カテゴリ①～⑥)が4つ以上付加されている場合は申請できません。
- ・「高機能門型洗車機」は、中古品も対象です。(高機能オプション付加の要件を備えたうえで、概ね1年以内に製造されたものに限ります。)
- ・「高機能門型洗車機」は、設置して稼働できる申請に限ります。(実績報告書の提出期限である「2027年2月10日まで」に稼働が間に合わなかった場合は、補助金交付の対象外となります。)

②車検・整備／14設備

●以下①～⑭までの14設備

14設備

- ①コンプレッサー ②タイヤチェンジャー
- ③ホイールバルンサー ④オイルチェンジャー(エンジンオイル)
- ⑤オイルチェンジャー(オートマチックフルード)
- ⑥ブレーキオイル交換機 ⑦エアコンガス回収機 ⑧リフト
- ⑨油圧プレス ⑩リール ⑪スキャンツール ⑫CO/HCテスター
- ⑬道路運送車両法施行規則第57条第1項第4号の別表5に掲げられている普通小型認証工具
- ⑭指定自動車整備事業規則第2条第1項第2号に掲げられている自動車検査用機械器具

※1施設(1申請)は、14設備①～⑭の導入に制限を設けずに最大14設備まで申請することができるものの、14設備の各設備単位1台までが上限になります。(2台目以降は補助対象外。)

※上記⑬⑭に係る具体的な設備は、「自動車整備・検査事業の14設備導入に係る申告書」(細則様式10)のP2に掲示しています。

●申請時における申請施設の現況に基づき、以下の申請形態別に機能付加に係る申請要件があります。(どの申請形態に該当

するのかについては、P5「8. 事業メニュー別の申請形態」で確認してください。）

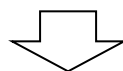
新規設置

上記の14設備①～⑭の中から導入した設備について、導入する1つあたりの設備の購入価格が消費税抜き50万円未満であっても、2つ以上の設備を合計した購入価格が消費税抜き50万円以上であれば補助対象とする。（合計した購入価格が消費税抜き50万円未満である場合は補助対象外です。）

更新設置

上記の14設備①～⑭のうち導入設備が買い換えにより既存設備（申請時点で8年以上経過しているもの）よりも受注機会の増大や拡大に繋がる高機能化となっている要件を満たしている②③⑦⑧の4つの設備を対象とし、且つ1つあたりの購入価格が消費税抜き50万円以上の設備であるものを補助対象とする。（高機能化していない単なる買い換え、若しくは各設備単位の購入価格が消費税抜き50万円未満である場合は補助対象外です。）

※更新設置の要件である受注機会の増大や拡大に繋がる高機能化となっている要件については、「自動車整備・検査事業の14設備導入に係る申告書」(細則様式10)のP3にある要件の通りです。



※申請形態別(新規設置・更新設置)の申請要件が満たされていることについては、「自動車整備・検査事業の14設備導入に係る申告書」(細則様式10)を提出していただきます。

※新規設置と更新設置の両方を申請する形のものについては、「自動車整備・検査事業の14設備導入に係る申告書」(細則様式10)で申請された設備に基づき、導入設備ごとに該当する申請形態別に各々の上記申請要件を満たすことが必要です。

追加設置

申請できません。(P5「8. 事業メニュー別の申請形態」を参照。)

- ・「車検・整備／14設備」については、中古品は対象外です。
- ・「車検・整備／14設備」は、申請施設で使用する導入のものに限ります。(他の施設に転用する導入は対象外です。)

③板金・塗装/11設備

●以下①～⑪までの11設備

11設備（①～④は板金関係／⑤～⑪は塗装関係）

- ①フレーム修正機 ②車両計測器 ③溶接機
④ADAS関係機器 ⑤塗装ブース(建物は除く)
⑥スプレーキャビン ⑦赤外線乾燥装置 ⑧調色用ライト
⑨集塵装置 ⑩スプレーガン ⑪スプレーガンクリーナー

※1施設(1申請)は、11設備①～⑪の導入に制限を設けずに最大11設備まで申請することができるものの、11設備の各設備単位1台までが上限になります。(2台目以降は補助対象外。)

●申請時における申請施設の現況に基づき、以下の申請形態別に機能付加に係る申請要件があります。(どの申請形態に該当するのかについては、P6「8. 事業メニュー別の申請形態」で確認してください。)

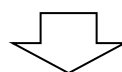
新規設置

上記の11設備①～⑪の中から導入した設備について、導入する1つあたりの設備の購入価格が消費税抜き50万円未満であっても、2つ以上の設備を合計した購入価格が消費税抜き50万円以上であれば補助対象とする。(合計した購入価格が消費税抜き50万円未満である場合は補助対象外です。)

更新設置

上記の11設備①～⑪のうち導入設備が買い換えにより既存設備(申請時点で8年以上経過しているもの)よりも受注機会の増大や拡大に繋がる高機能化となっている要件を満たしている②の1つの設備を対象とし、且つ購入価格が消費税抜き50万円以上の設備であるものを補助対象とする。(高機能化していない単なる買い換え、若しくは各設備単位の購入価格が消費税抜き50万円未満である場合は補助対象外です。)

※更新設置の要件である受注機会の増大や拡大に繋がる高機能化となっている要件については、「板金・塗装事業の11設備導入に係る申告書」(細則様式11)のP2にある要件の通りです。



※申請形態別(新規設置・更新設置)の申請要件が満たされてい

	<p>ることについては、「<u>板金・塗装事業の11設備導入に係る申告書</u>」(細則様式11)を提出していただきます。</p> <p>※新規設置と更新設置の両方を申請する形のものについては、「<u>板金・塗装事業の11設備導入に係る申告書</u>」(細則様式11)で申請された設備に基づき、導入設備ごとに該当する申請形態別に各々の上記申請要件を満たすことが必要です。</p> <p>追加設置</p> <p>申請できません。(P6「8. 事業メニュー別の申請形態」を参照。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「板金・塗装／11設備」については、中古品は対象外です。 ・「板金・塗装／11設備」は、申請施設で使用する導入のものに限ります。(他の施設に転用する導入は対象外です。)
--	--

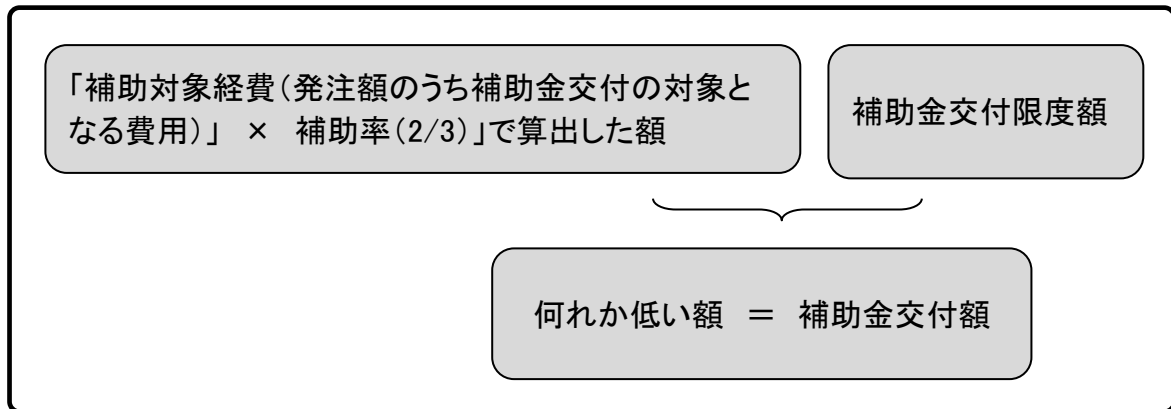
3. 補助対象経費

補助金交付の対象となる経費は下表の通りです。

補助対象設備	補助対象経費
①高機能門型洗車機	<ul style="list-style-type: none"> ○本体購入費(付属設備を含む) ○設置工事費 ○導入に係る試験調整費
②車検・整備/14設備	<ul style="list-style-type: none"> ○設置のために既存設備の撤去がある場合は、その撤去費・処分費 ○消防納付金
③板金・塗装/11設備	<p>※諸経費、一般管理費、消防手続費、官庁手続費、フランチャイズ料、保守料等のランニングコスト、保証金、ソフトウェア・システム費、土地の取得費・建設費、建物の取得費・建設費、消費税等は補助対象外</p>

※パッケージ販売やフランチャイズ等で一括導入するタイプのもので、フランチャイズ料やランニングコストの切り分けができない計上となっているもの(明確に各設備単位の取得価格が確認できないもの)は補助対象外です。(導入する各設備単位の単価がわかる形にしてください。)

○補助金額の算出方法(補助率を2/3とした場合)



具体例①

【高機能門型洗車機】を申請する場合

- ・事業総額 1,250 万円(うち補助対象経費 1,200 万円)
- ・補助率2/3
- ・補助金上限額 1,600 万円
- ・補助対象経費の合計額 1,200 万円
 - 補助対象経費 1,200 万円 × 2/3 = 800 万円
 - ∴ 補助金交付額は、補助率2/3で算出した額である 800 万円を採用

具体例②

1つの施設に【車検・整備/14設備】【高機能門型洗車機】を申請する場合

- ・事業総額 「車検・整備 3,000 万円」(うち補助対象経費 2,850 万円)
「高機能門型洗車機 1,300 万円」(うち補助対象経費 1,200 万円)
- ・補助率2/3
- ・補助金上限額 各事業 1,600 万円
- ・「車検・整備」の補助対象経費の合計 2,850 万円
 - 補助対象経費 2,850 万円 × 2/3 = 1,900 万円
(補助金上限額 1,600 万円を採用)
- ・「高機能門型洗車機」の補助対象経費の合計 1,200 万円
 - 補助対象経費 1,200 万円 × 2/3 = 800 万円
 - ∴ 補助金交付額は、「車検・整備 1,600 万円」+「高機能門型洗車機 800 万円」= 2,400 万円

Ⅲ. 補助金受給後に生じる義務

補助金の返還に関する重要なことを記載しています。
申請者の方は、以下の点を必ずご確認ください。

1. 財産管理

本事業は、設備本体に対して補助金が交付されるため、各設備に定められた処分制限期間中においては、申請者（補助金受給者）は下記の財産管理を行う義務が生じます。適切・確実な財産管理を行うとともに、実績報告書の提出時には「取得財産等管理明細表」([様式設備導入第18号](#))を必ず添付してください。（P22～P24の記入例を参照してください。）

2. 対象となる財産

取得価格が単価50万円以上（消費税抜き）の設備

3. 処分制限期間 ※申請施設によって処分制限期間が相違します。

【新品の場合】 下表の通りです。

SS敷地内

補助対象設備名	処分制限期間
①高機能門型洗車機	8年
②車検・整備／14設備	8年
③板金・塗装／11設備	8年

SS敷地外

補助対象設備名	処分制限期間	
	整備工場 板金塗装工場	洗車場
①高機能門型洗車機	15年	10年
②車検・整備／14設備	15年	—
③板金・塗装／11設備	15年	—

【中古の場合】 ※国税庁ホームページより

経過年数	処分制限期間
・上記「新品」の処分制限期間の全てを経過している場合	「新品の処分制限期間×20%」の期間
・上記「新品」の処分制限期間の一部を経過している場合	「(新品の処分制限期間－経過年数) ＋(経過年数×20%)」の期間
<p>○算出した年数に1年未満の端数があるときは、端数は切り捨てます。 ○算出した年数が2年に満たない場合は、2年とします。 <計算例> 新品の処分制限期間:8年(経過年数:4年の場合) (8年－4年)＋(4年×20%)＝4.8年→<u>4年</u>(端数切り捨て)</p>	

(注意)

○「処分制限期間」は、補助事業上の処分制限期間を示しているもので、取得した財産を償却する際の法定耐用年数を示しているものではありません。

○補助事業に係る経理について、次の通りしておく必要があります。

- ・補助金以外の経理と明確に区別し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておいてください。
- ・当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類(補助金申請手続きに係る全ての書類含む)について、補助事業完了の日の属する会計年度(4月1日～3月31日)の終了後5年間保存しておいてください。(但し、導入した設備の処分制限期間が5年間より長い場合は、その期間分を保存しておいてください。)
- ・当該証拠書類について、国や本会から要求があった時は、いつでも提供・閲覧できるようにしておいてください。

○当該補助事業は、国からの補助金を原資として、本会を通じて補助金交付されるものであり、法人税法第42条に規定する国庫補助金に該当します。

このため、受給した補助金を補助金交付の目的に適合した固定資産の取得に充てた場合には、受給した補助金のうち固定資産の取得に充てられた部分の金額について法人税法第42条の規定を適用することができます。

※受給した補助金のうち、撤去費等や固定資産の取得以外に充てられた部分の金額については、法人税法第42条の規定を適用することはできません。

※国税庁ホームページの質疑応答事例に「間接交付された国又は地方公共団体の補助金で取得した固定資産の圧縮記帳の適用について」が掲載されていますので参考にしてください。

○処分制限期間中に、何らかの理由により補助金を受給した設置設備を処分しなければならぬ場合、受給した補助金の一部又は全部の返還が必要となりますのでご注意ください。

○会計検査院法に基づき、補助金受給後の次年度会計年度から会計検査院・資源エネルギー庁・本会による実地検査(補助金受給者の事務所や事業が実際に行われている現場に出張して検査を行うこと)が行われることがあります。その検査対象先となった補助金受給者は、当該実地検査を受ける義務がありますことをご承知置きください。

4. 財産処分の定義

○補助事業上の財産の「処分」とは次のものをいいます。

処分方法	処分内容
転用	取得した設備・機器の所有者の変更を伴わない目的外使用
譲渡	取得した設備・機器の所有者の変更
交換	取得した設備・機器と他人の所有する他の財産との交換
貸付け	取得した設備・機器の所有者の変更を伴わない使用者の変更
担保に供する処分	取得した設備・機器に対する抵当権、その他の担保権の設定
取壊し	取得した設備・機器の使用を止め、取り壊すこと
廃棄	取得した設備・機器の使用を止め、廃棄処分すること

5. 処分制限期間中の財産処分

○処分制限期間中は、取得した設置設備を本会の許可なく「処分」することはできません。

○やむを得ず処分しなければならない場合は、事前に本会に対し「財産処分承認申請書」(様式設備導入第19号)を提出して本会の承認を受けなければなりません。

○SS廃止等により、設備を使用しなくなる場合であっても処分に該当します。所管の経済産業局(又は経済産業省)に品確法廃止届を提出される前に処分申請手続きを行ってください。

○本会の処分承認を得て処分する場合でも、原則、国の規定に基づき受給した補助金の一部又は全部の返還が必要です。(補助金の返還額は、「3. 処分制限期間」に定められた期間に応じた処分時点の未償却残額が補助金返還額相当分になりますが、処分方法が有償譲渡(売却)で未償却残額を超えて売却収益が発生している場合は、その超えた額を含めての補助金返還額となります。)

○万が一、本会の許可なく処分してしまった場合は「交付決定取消し」となる場合があり、「交付決定取消し」となった場合は、受給した補助金に国の規定に基づく「加算金」を加えた額を、本会を通じて国に返還しなければなりませんのでご注意ください。

記入例（高機能門型洗車機）

（様式設備導入第18号）

取得財産等管理明細表（2026年度）

交付承認番号 **多角化** - **7補** - - 号
 住 所
 氏名又は名称 （補助金受給者）
 及び代表者名 印
 電話番号 担当者

区 分	ル				
財 産 名	高機能門型洗車機				
規 格	○○○○○				
数 量	1台				
単 価	*,***,*** 円		円	円	円
金 額	*,***,*** 円				円
取得年月日					
耐用年数	10年		年		
保管場所	○○洗車場				
補助率	2/3以下				
備 考	設置費込み				

型式番号を記載する

補助金額を記載するのではなく、購入価格（消費税抜き）を記載する（単価と金額は同額を記載する）

供用を開始した日（支払い日）を記載する

※P19「3. 処分制限期間」を参照…SSは8年
 ※中古の場合はP20を参照
 ※減価償却の際の耐用年数ではありません

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価額が制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(イ)燃料油貯蔵設備、(ロ)給油設備、(ハ)給油設備、(ニ)統計学漏えい監視システム、(ホ)水検知計量機、(ヘ)緊急配送用ローリー、(ト)POSシステム、(チ)灯油タンク等スマートセンサー、(リ)官公需システム、(ヌ)自家発電設備、(ル)高機能門型洗車機、(ヲ)車検・整備設備、(ワ)板金・塗装設備、(カ)その他とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載する。

申請施設名（○○給油所・○○整備工場等）を記載する

記入例（車検・整備設備）

（様式設備導入第18号）

取得財産等管理明細表（2026年度）

交付承認番号 **多角化-7補** - - 号
 住 所
 氏名又は名称 （補助金受給者）
 及び代表者名 印
 電話番号 担当者

1 4 設備のうち、導入したものを記載する

区 分	ヲ	ヲ	
財 産 名	車検・整備設備	車検・整備設備	補助金額を記載するのではなく、購入価格（消費税抜き）を記載する（単価と金額は同額を記載する）
規 格	タイヤチェンジャー	リフト	
数 量	1台	1台	
単 価	*,**,*** 円	*,**,*** 円	供用を開始した日（支払い日）を記載する
金 額	*,**,*** 円	*,**,*** 円	
取得年月日			
耐用年数	15年	15年	※P19「3. 処分制限期間」を参照…SSは8年 ※減価償却の際の耐用年数ではありません
保管場所	〇〇整備工場	〇〇整備工場	
補助率	2/3以下	2/3以下	
備 考		設置費込み	

- (注) 1. 対象となる取得財産等 取得価格又は効用の増加価格が交付根拠等の定める加算制限額以上の財産とする
2. 財産名の区分は、(イ)燃料貯蔵タンク等の大型化工事、(ロ)電 申請施設名（〇〇給油所・〇〇整備工場等）を記載する、(ホ)水検知計量機、(ヘ)魚配送用ローリー、(ト)POSシステム、(チ)灯油タンク等スマートセンサー、(リ)官公需システム。
 (ヌ)自家発電設備、(ル)車洗い機、(ヲ)車検・整備設備、(ワ)板金・塗装設備、(カ)その他とする。
3. 数 設置費用がない場合は空欄にする して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載する。

記入例（板金・塗装設備）

（様式設備導入第18号）

取得財産等管理明細表（2026年度）

交付承認番号 **多角化-7補** - - 号
 住 所
 氏名又は名称 （補助金受給者）
 及び代表者名 印
 電話番号 担当者

1 1 設備のうち、導入したものを記載する

区 分	ワ	ワ	
財 産 名	板金・塗装設備	板金・塗装設備	
規 格	塗装ブース	集塵装置	
数 量	1台	1台	
単 価	* , * * * , * * * 円	* , * * * , * * * 円	
金 額	* , * * * , * * * 円	* , * * * , * * * 円	
取得年月日			
耐用年数	15年	15年	
保管場所	〇〇板金工場	〇〇板金工場	
補助率	2/3以下	2/3以下	
備 考	設置費込み		

補助金額を記載するのではなく、購入価格（消費税抜き）を記載する（単価と金額は同額を記載する）

供用を開始した日（支払い日）を記載する

※P19「3. 処分制限期間」を参照…SSは8年
※減価償却の際の耐用年数ではありません

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用増加価格が交付規程に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(イ)燃料油貯蔵タンク等の大型化工事、(ロ)申請施設名（〇〇給油所・〇〇整備工場等）を記載するシステム、(ハ)水検知装置、(ニ)エレベーター、(ホ)エレベーター、(ヘ)エレベーター、(ト)POSシステム、(チ)灯油タンク等スマートセンサー、(リ)官公需システム。
- (ヌ) 設置費用がない場合は空欄にする (ヲ)車検・整備設備、(ワ)板金・塗装設備、(カ)その他とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載する。

IV . 申請の手続き

1. 第1回目の受付期間

第1回目の申請受付を、次の通り行います。

回数	受付期間
第1回目	2026年3月31日 ~ 2026年5月15日（本会到着日）
第2回目	第2回目以降は未定

※「補助金交付申請書」([様式設備導入第1号](#))は、申請施設ごとに提出してください。

※2か所で申請を行う場合は、2か所(2申請分)を同時に提出してください。

※受付期間終了後、予算の範囲内で順次交付決定を行います。

※ただし、多数の申請があった場合は交付決定までに時間を要することがありますので、
ご承知置きください。

※予算を超える申請があった場合は、その受付期間中の全ての申請案件の交付決定金額
を確定して超過金額を算出し、予算の範囲内に按分する必要があるため、交付決定まで
に相応の時間(受付期間終了後2か月～3か月程度)を要しますことをご承知置きください。

※受付を終了した後、予算に余りがある場合は、第2回以降の申請受付を行います。

2. 申請方法(提出書類)

補助金申請を行うときは「補助金交付申請書」に以下の書類を添付して、石油組合又は本会
に提出してください。

○様式書類は、本会ホームページよりダウンロードしてください。(下記の①③④⑤⑥及び
申請する補助対象設備ごとの⑫⑬⑭の書類)

○申請時のチェックリストを用意しておりますので、当該チェックリストを活用して申請に必要な
書類を揃えて提出してください。(本会も当該チェックリストに従って確認を行っておりますので
チェックを行った当該リストも同封のうえ提出してください。)

①「補助金交付申請書」([様式設備導入第1号](#))

②法人の場合は、国税庁の法人番号公表サイトで検索した法人番号の写し

※国税庁の法人番号公表サイト: <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp> からダウンロード
したものを提出してください

③申請資格要件に係る「誓約書」([細則様式1](#))

④「暴力団排除に関する誓約書」([別紙](#))

⑤申請者の「役員等名簿」(国の指定様式に準じたもの) ([細則様式2](#))

※個人事業者の場合は、代表者(本人)を記載してください

⑥「取得財産等の管理・処分に関する誓約書」([細則様式3](#))

⑦中小企業(個人事業者を除く)であることの確認書類として、次の何れかの書類写し

1)「商業登記簿謄本」(申請日において最新の内容であるもの)

2)法人税確定申告書に添付する「法人事業概要説明書」

3)「法人事業税・県民税申告書」及び「課税標準の分割に関する明細書」

4)「法人事業税・県民税申告書」及び「均等割額の計算に関する明細書」

5)「給与所得等の源泉所得税領収証(納付書)」

※卸売業で申請する場合は、上記1)～5)に加えて、次の何れかの書類写し

6)副特約店等との間で交わした「卸売販売契約書等」

7)「品質維持計画認定申請書」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書」

⑧みなし大企業(個人事業者を除く)でないことの確認書類として、次の全ての書類写し

1)直近3年分の法人税確定申告書の「別表1」(税務署の受付印があるもの)

2)直近1年分の法人税確定申告書の「別表2」(税務署の受付印があるもの)

・上記2)で提出された書類が法人のみ株式を保有している(法人だけで株式100%を保有している)場合は、上記1)2)に加えて、その株式を保有している法人の直近1年分の法人税確定申告書の「別表1」「別表2」(なお、株式を複数社が保有している場合は、その中からみなし大企業でないことが確認できる1社を選定して提出する)

・この遡り確認は、P12「1. 申請者の要件(申請資格)」の(2)②の定義から外れていることが明らかになるまで行います。(申請資格の中小企業であることが明らかになるまで行います。)

※電子申告の場合は「電子申告済」と記載されているもの。(記載のないものは、上記申告書に加えて税務署からの受領メールを添付し、税務署が受付けたことがわかるようにして提出する。)

※税理士が手続きを行った場合には、申告書の署名欄に税理士の署名等が記載されているもの。

⑨導入設備に係る見積書写し(2業者以上の競争した見積書写し)

⑩申請施設の日付入りカラー写真

※申請施設の全景写真／導入設備の設置予定箇所の写真／更新設置の場合は、買い換える既存設備の写真

⑪申請施設の平面図

※導入設備の設置予定箇所がわかる形でマークをつけたもの／更新設置の場合は、その既存設備の設置箇所がわかる形でマークを付けたもの

⑫洗車事業(高機能門型洗車機)の申請は、「洗車事業の高機能オプション導入に係る申告書」([細則様式9](#))

⑬自動車整備・検査事業(車検・整備／14設備)の申請は、「自動車整備・検査事業の14設備導入に係る申告書」([細則様式10](#))

⑭板金・塗装事業(板金・塗装／11設備)の申請は、「板金・塗装事業の11設備導入に係る申告書」([細則様式11](#))

⑮洗車事業(高機能門型洗車機)の申請を中古品で行う場合は、導入設備の製品仕様書又はパンフレット等

※2業者以上の競争した見積もり内容のもの

⑯自動車整備・検査事業(車検・整備／14設備)又は板金・塗装事業(板金・塗装／11設備)の買い換え(更新設置)で申請する場合にあっては、細則様式10又は細則様式11で記載した高機能化に係る既存設備及び導入設備のスペックがわかる製品仕様書又はパンフレット等

※既存設備の製品仕様書・パンフレットについては、相当年数が経過している等の理由で提出が難しいような場合は、メーカー等の第三者が既存設備のスペックを確認した書面でも可(既存設備のスペックが記載されていて、確認者の社印があるもの)

⑰SS敷地外の整備工場申請する場合であって、申請時において国からの認証又は指定が行われている場合は、次の何れかの書類写し

1)道路運送車両法第80条の規定に基づく「自動車特定整備事業(自動車分解整備事業)の認証書」

2)道路運送車両法第94条の2の規定に基づく「指定自動車整備事業の指定書」

※本申請後に認証又は指定を行う場合は、実績報告時に提出する

⑱SS敷地外の板金塗装工場申請する場合であって、申請時において地方自治体で定められた条例に基づき届出が行われている場合は、「当該届出書写し(地方自治体の受付印があるもの)」

※本申請後に届出を行う場合は、実績報告時に提出する

⑲SS敷地外の洗車場で申請する場合であって、申請時において水質汚濁法及び下水道法の特設施設で掲げられている自動式車両洗浄施設の届出に基づき地方自治体に届出が行われている場合は、「特設施設届出書写し(地方自治体の受付印があるもの)」

※本申請後に届出を行う場合は、実績報告時に提出する

⑳その他本会が必要に応じ要請する書類(上記①～⑱を補足又は補完する書類等)

3. 申請及び発注等に関する注意事項

申請手続きに関する重要なことを記載しています。

○申請は申請施設ごとに行い、申請回数は申請施設ごとに1回限りとします。

○2か所で申請を行う場合は、2か所(2申請分)を同時に提出してください。

○申請段階では発注・契約は行わないでください。

※受付期間終了後に、本会から「補助金交付決定通知書」を発行いたしますので、当該通知書受理後(交付決定通知書の日付以降)に発注・契約し、設備の導入を開始してください。

※この交付決定通知書受理前に受発注・契約または設備の導入を行っている場合は、申請することはできませんのでご注意ください。(補助金のお支払いができなくなりますのでご注意ください。)

※交付決定通知書は、申請施設ごとに交付決定番号を付します。

※補助金の支払いは、P31「3. 実績報告及び支払い等に関する注意事項」の通り、交付決定番号に係る全ての設備の導入完了後となります。

○取得した見積業者の中から最も安価な業者に発注してください。

ただし、発注先が申請者自身である場合は、国の定める「補助事業事務処理マニュアル」に基づき「利益排除」を行うこととなります。

※利益排除については、「P9」に記載してありますのでご確認ください。

○当該補助事業は、設備の購入に対して補助金を交付する事業ですので、リースやレンタルによる導入は対象となりません。

○申請の受付期間内に予算を超える申請があった場合は、補助率2/3以下に按分して交付決定します。

○交付決定通知書の発行は、申請の受付期間終了後に行います。多数の申請があった場合は、交付決定まで時間を要することがあります。

特に予算を超える申請があった場合は、その受付期間中の全ての申請案件の交付決定額を確定して超過金額分を算出し、予算の範囲内に按分する必要があるため、交付決定までに2か月～3か月程度の時間を要します。

V . 補助金の支払手続き

1. 実績報告書の提出

交付決定番号ごとに設備導入が終了し、契約先への代金支払いが完了した場合は、次の期間内までに「実績報告書」を提出してください。

- 補助事業完了後、原則30日以内に提出してください。
- 最終提出期限は、2027年2月10日(本会必着)まで。

※1か所の申請施設で複数事業(複数の補助対象設備)を申請している場合は、全ての設備の導入完了後に提出してください。

※最終提出期限の期間延長はありません(厳守)。

※最終提出期限を過ぎた場合、補助金のお支払いができませんのでご注意ください。

2. 実績報告書の提出書類

実績報告を行うときは「実績報告書」に以下の書類を添付して、石油組合または本会に提出してください。

○様式書類は、本会ホームページよりダウンロードしてください。(下記①⑨の書類)

○実績時のチェックリストを活用して必要な書類を揃えて提出してください。(本会も当該チェックリストに従って確認を行っていますのでチェックを行った当該リストも同封のうえ提出してください。)

①「実績報告書」([様式設備導入第10号](#))

②「注文書写し」及び「注文請書写し」、又は「契約書写し」

③施工業者(契約先)が発行した「請求書写し」

④申請者が代金を支払っていることが確認できる書類

※支払実績の確認は、補助事業において肝となる部分になります。

※代金の支払いは、原則、金融機関窓口での振込みとしてください。

※支払いは、申請者名義でお願いします。(申請者の関係会社等が支払いを行った場合は、補助金のお支払いができません。)

※原則、他の請求書との合算支払いはお控えください。

※約束手形による支払いはお止めください。(補助金のお支払いができません。)



【金融機関窓口で振込む場合】

・金融機関の「振込依頼書写し」(金融機関受付印のあるもの)

【インターネットバンキングで振込む場合】

次の何れかの書類写し

- 1)「振込みの受付書類」及び「その振込みの送金結果(振込日の翌日以降に作成又は出力した日付で確認できるもの)」
- 2) 普通預金口座の場合は、「振込みの受付書類」及び「通帳表紙と取引部分のページ」
- 3) 当座預金口座の場合は、「振込みの受付書類」及び金融機関から送られてくる「当座勘定照合明細書」

【小切手払いの場合】

・小切手の半券写し及び金融機関から送られてくる「当座勘定照合明細書写し」

【現金支払いの場合】

次の全ての書類

- 1)「領収証写し(収入印紙のあるもの)」及び「現金出納簿等写し」
- 2) 現金払いとした理由書(現金払いした理由を記載し、申請者が署名・捺印した書面)

⑤設置した補助対象設備の日付入りカラー写真(申請施設の全景写真、設置した設備の写真)

※工事工程写真(設置前・撤去中・設置中・設置後)の形で提出すること(撤去設備が無い場合は撤去中の写真を除く)

⑥施工業者(契約先)が設置・導入したことの確認書類として、次の何れかの書類写し

- 1)「納品書」
- 2)「検収書」
- 3)「作業報告書」
- 4)その他設置・導入したことがわかる書類

⑦消防納付金の発生がある消防申請の手続きを行った場合は、次の書類写し

- 1)「変更許可申請書」(消防の受付印があるもの)
- 2)「許可証」
- 3)「完成検査申請書」(消防の受付印があるもの)
- 4)「完成検査済証」

※仮使用承認申請の消防納付金が補助対象経費にある場合は、上記1)～4)に加えて次の書類写し

- 5)「仮使用承認申請書」(消防の受付印があるもの)
- 6)「仮使用承認証」

⑧消防届出の手続きがある場合は、「軽微な変更届出書写し」

⑨「取得財産等管理明細表」([様式設備導入第18号](#))

⑩SS敷地外の整備工場で申請した場合であって、申請時にP27「2. 申請方法(提出書類)」にある⑰が未提出であった場合は、次の何れかの書類写し

- 1) 道路運送車両法第80条の規定に基づく「自動車特定整備事業(自動車分解整備事業)の認証書」
- 2) 道路運送車両法第94条の2の規定に基づく「指定自動車整備事業の指定書」

⑪SS敷地外の板金塗装工場で申請する場合であって、申請時にP27「2. 申請方法(提出書類)」にある⑱が未提出であった場合は、地方自治体で定められた条例に基づく「届出書写し(地方自治体の受付印があるもの)」

⑫SS敷地外の洗車場で申請する場合であって、申請時にP27「2. 申請方法(提出書類)」にある⑲が未提出であった場合は、「特定施設届出書写し(地方自治体の受付印があるもの)」

⑬その他本会が必要に応じ要請する書類(上記①～⑫を補足又は補完する書類等)

3. 実績報告及び支払等に関する注意事項

実績確認の手続きに関する重要なことを記載しています。

○補助対象設備の設置・導入が遅れた、又は代金支払いが遅れた等の理由で、実績報告書の提出期限である「2027年2月10日まで」に提出が間に合わなかった場合は、補助金交付の対象外となりますので、施工予定業者としっかり調整のうえ進めてください。

○補助金の支払いは、1か所の申請施設ごとの交付決定番号に係る全ての設備の導入完了後となります。

○本会から申請者への補助金のお支払いは、実績報告書及び添付書類で代金支払い等の確認を行い、最終的な補助金額をお知らせする「額の確定通知書」を送付します。

○申請内容と相違する実績内容であった場合や申請要件等を満たしていない場合は、補助金のお支払いができません。

○補助金額の確定は、施工業者への支払実績に基づき確定します。

※支払実績に基づく確定となるため、一旦全額を負担する必要があります。

※金融機関への払込み手続において代金支払額から送金手数料を差し引いた場合、値引きの場合は、補助金の額が減額となります。

4. 補助金支払請求書の提出

本会より送付された「額の確定通知書」の金額を確認し、「補助金支払請求書」に必要事項を記載のうえ、石油組合または本会に提出してください。

※様式書類は本会ホームページよりダウンロードしてください。

○「補助金支払請求書」([様式設備導入第16号](#))

※補助金のお支払いは概ね補助金支払請求書が提出された月の翌月末日を目途に送金する見込みです。

VI . Q&A

Q1. 【リース物件】

リース契約により設置する設備も補助対象となりますか？
また、現在利用しているリース物件を買取った場合も補助対象となりますか？

A1. リース物件は補助対象になりません。

当該補助事業は、買い取りで設置した場合のみ申請することができます。
設備導入完了後、施工業者に費用一式を支払い、その後本会から補助金を受給することとなります。
そのため、現在使用中のリース物件の買い取りも補助対象になりません。

Q2. 【中古物件】

高機能門型洗車機を中古品で設置する場合、2社以上の見積書はどうすればよいでしょうか？

A2. 中古品であっても、2社以上の見積書は必要です。

しかしながら、同条件の複数見積もりの取得が困難な場合は、インターネット等を活用し、同条件下での価格相場観が確認できる書類を競争見積書の代わりとして提出してください。
また、中古品であっても高機能オプションの要件を備えている必要があります。

Q3. 【予算額】

全体予算額で117.7億円の考え方とは？
また、予算を超えた申請があった場合の考え方とは？

A3. 令和7年度補正予算で実施する「4区分・10事業」の補助事業の総予算額が117.7億円です。まず、このうち「自家発電設備更新等事業」に予算を優先配分して交付決定を行い、残予算を残りの「3区分・9事業」の補助事業で横並びに振り分けて交付決定します。
残り「3区分・9事業」の補助事業の各々の予算額設定は無く、残予算を超えてしまった場合は補助率を減額按分して交付決定します。

Q4.【申請施設】

申請施設の運営者ではなく、所有者も申請することができますか？
また、SSとは違う場所で整備工場を営んでいますが申請することができますか？

- A4. 申請施設の所有者は申請できません。
当該補助事業については、品確法登録事業者の運営者のみが申請できます。
品確法登録事業者の運営者であれば、申請施設はSS敷地内・SS敷地外を問わず、整備工場や洗車場といった施設も申請ができます。

Q5.【申請期間】

予算を超える申請があった場合、受付期間中に申請受付を締め切ることはありますか？

- A5. 受付期間中に締め切ることはありません。
予算を超えた場合は補助率を2/3以下とし、申請者全員に補助金が交付できるように調整します。その後の申請受け付けは行いません。

Q6.【実績報告】

実績報告書の提出期限までに補助対象設備を設置・導入できず、提出期限までに間に合わない場合の期限延長はありますか？

- A6. 国の予算が単年度事業のため、原則延長はできません。
施工業者と調整し、余裕を持った計画で申請してください。

Q7.【申請回数】

2申請までとは、どのような考え方になりますか？

- A7. 3つの事業メニュー（洗車事業／自動車整備・検査事業／板金・塗装事業）の中から2つまでの事業を申請することが可能ということです。
2申請の考え方は、P4「7. 申請数の上限等」をご覧ください。
なお、申請書は申請施設ごとに提出し、2か所で申請を行う場合は2か所（2申請分）を同時に提出してください。

Q8.【門型洗車機に係る高機能オプションのみの導入について】

既存の門型洗車機を買い換えせずに、高機能オプションのみの付加はできますか？

A8. 申請できません。

高機能門型洗車機が補助対象設備であり、オプション導入の補助事業ではありません。

Q9.【過去に補助金を利用して導入した設備について】

過去に補助事業を利用して導入した門型洗車機を、高機能門型洗車機に買い換えたいのですが、申請はできますか？

A9. 申請は可能です。

ただし、過去に導入した門型洗車機が処分制限期間である8年を超えていない場合は、補助金に係る残存簿価相当額(処分制限期間における更新時点の未償却残額のうち補助金相当分)を、国へ補助金の返還を行って頂く必要があります。

この場合、過去に導入した門型洗車機について本会宛てに財産処分申請を行い、本会の指示に従って補助金の返還手続きを進め、過去に導入した門型洗車機の残存期間分の補助金返還を行い、その後今回更新分の補助金をお支払いすることとなります。